

タイトル～<2月に「警察の立入調査があるよ」とは言ったが…現実には>

■車検切れの車では、公道は走れない…のは当然！？

ご承知の通り、「2月1日早々」に、全国各地で警察署及び所轄の「ホール立入調査」が行われましたね。(汗
多くの立入の情報が流れ、一部のホールでは指導対象となった該当機種【即日稼働停止】の他、『認定満了日以
降は稼働停止、または撤去の指導が出た』との事です。

例えば、運転免許と持っていて「車検切れの車で公道を走る事」は禁じられており、更に「車検切れの車でタクシ
ー業を営む」なんて、そもそも有り得ない話ですよ。当然見つかったら「道交法違反」です。

ちなみに、罰則は【6か月以下の懲役または30万円以下の罰金】と【違反点数6点】で、反則金(青キップ)と違い「罰
金は犯罪前科」となりますからね。

さておき、パチンコ業界のルール改正からの【規則改正の2月1日の施行】の初日から、全国様々な行政の動きがあ
った様で、それぞれの【行政指導】について、検証してみようと思います。

●【検証される事案】～(1)

「アイムジャグラーEX-C」の認定満了日が「2月〇日」となっている県において、次回の新台入替の申請書を提出し
たところ、該当機種の継続設置が書類にて確認され、所轄から『認定満了日以後の設置は出来ない』と言われた。
当然ながら、経過措置中の指導であり、即日「稼働停止等の指導は無い」が、認定日の経過以後は撤去となる。

<解説>

いわゆる「みなし機」において、【比較的射幸性の低い遊技機は取締りを(しばらくの期間)猶予する】と言う前提に該
当する「スロット～ノーマルAタイプ機」ではあるが、そもそも取締り猶予される前提条件は、【旧規則(1月31日まで)
の下において、認定期間を経てみなし機となった遊技機】と言う事になる。

この事案の場合、【新規則施行後の経過措置が満了した遊技機は設置不可】として、認定満了日(この場合は、経
過措置8日間)以後の設置は認められない事になる。

「認定を受けたみなし機の内、射幸性の低い型式は、「その認定切れのタイミングは関係無く」、「全て」が取締り猶予
される」と勘違いした一例になる。

●【検証される事案】～(2)

「検定が切れている、低射幸性のみなし遊技機」を設置していたが、2月1日の行政立入調査で、『該当遊技機の設
置は認められない』として、【即日、稼働停止】の指導がされ、その指導を遵守した。

<解説>

旧規則期間中に、認定を受けずにいわゆる「検定切れ」となった遊技機は、新規則の下では『該当する機種は、全
て設置が認められない』事は明白で、「勘違いとか誤解があった」と言うレベルの話では無いですね。

但し、「稼働停止」に対して、【即日撤去】となったケースもあれば、次回の入替まで【電源OFF状態】のままのケース
もあり、それらは各所轄または警察の判断によるものとなり、対応は異なるが、それぞれの行政指導に従っている。

おそらく、昨年秋からの「前倒し認定の手続きをする前に検定切れとなった遊技機」と思われるが、どんな事情であろ
うが、どんなスペック型式であろうが、法的に『設置は認められない』事となる。

よって、行政側の協力も含めて、過去最大規模の「早期前倒し認定」が行われた訳ですよ。

●【検証される事案】～(3)

「旧規則の下で認定機となり、その**認定期間が満了**した遊技機」の内、いわゆる「甘デジ」「Aタイプ機」以外の遊技機を設置していて、「即日稼働停止～撤去」の行政指導を受けた。

<解説>

明らかに「いわゆる【低射幸性】と言うスペックの理解」を歪曲させてしまった一例になる。パチンコで言えばライトミドル、スロットで言えばART搭載機等々は、【明らかに取締りの対象】となります。

【まとめ】

【しばらくの期間、取締りが猶予される「みなし機」】とは、「比較的**低射幸性の遊技機**」であり、且つ「旧規則の下、1月31日までに「認定」期間が満了した遊技機」…のみです。それ以外の遊技機は、検定満了日・認定満了日を迎えた時点で、営業所への設置は認められません(※現段階での見解です)

上記の「しばらくの期間」については、ある程度のハッキリして来た時点で、また後日コラムいたします(汗)

■「行政指導」とは「行政処分」なのか？

一応の理解として、【行政処分】とは「公的書面がある」という前提になります。今回の(または今後の)【行政指導】とは、あくまでも指導であって、「**行政処分とは異なる**」と考えるのが合理的な見解となります。

【行政指導】とは…「違反状態である」場合、その改善の為の措置として「**指導する**」もので、基本的には『**自主的に違反状態の改善を促す為**』の事前対応と考えて良いでしょう。

後述する「指示処分」と似ていますが、「その前の指導」であり、それを**遵守しなければ、【次は「行政処分」としての「指示処分」】となります**ので、行政指導が出されたら、確実に遵守する様に。

同様に【上申書】と言う書式書面がありますが、これも同様に『今後こう対応します』と言う報告書の様なもので、行政処分とは異なります。仮に『指導に該当した遊技は、速やかに営業所から撤去します』と上申書に記した場合、書面の通り「速やかに撤去してください」ね。

※特に「上申書違反」とかの条項は無いですが…まあ大人としてダメでしょう(大汗)

【行政処分】には、大まかに「①:営業取消し処分」「②:営業停止処分」「③:指示処分」と3段階があります。

「①と②」に関しては、読んで字の通りであり、「一発取消し」と「一定期間の営業停止」です。

「指示処分」の場合は『直接的に、営業に影響が出ない』事になりますが、実はこれも立派な【行政処分】の一つであり、あまり軽々しく受け止めるものでもありませんので、心して置いて欲しいと思います。

ちなみに、『指示処分が出た』場合、**その指示に従わなかった場合、次は【指示処分違反】と言う罰則**になり、それこそ「営業停止処分(=量定C)」となりますので、ご注意ください。

※量定C…20日以上6か月以下の営業停止命令(参考:基準期間は40日)

当然と言えば当然ですが、パチンコ営業所(者)に対して、行政側は「新規則施行に基づいて粛々と運用」され、決して『**真面目にやった者がバカを見る**』様な事だけは、あってはならないと思う次第です。

【**ルールを守る**】事は、【**業界を守る**】事に繋がります。今後も様々なパチンコバッシングを想定される中、今は先ず、「みなし機問題」と「法38条:管理者業務問題」を遵守履行される事が、必要ではないでしょうか。

<このコラムは、**フリーコンテンツ** に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>
<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

TKC～【法人セミナー】のご案内

「TK高橋の千里眼セミナー」ですが、基本的に「単一法人様での勉強会」となります。

各法人様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせていただきます。

※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させていただきます。

<日 時>:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させていただきます

<場 所>:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。

※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストーン大阪営業所」開催は可能(概ね15名まで)

<時 間>:「1日＝4～5時間」が基本となります。(休憩含む拘束時間です)

<費 用>:基本価格～「1日当り＝15万円」となります。(※只今、「TKC会員様＝10万円」となります)

<内 容>:ご依頼会社様とのご相談の上決定させていただきます。

※基本的に、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。

※「業界動向セミナー」は、逐次必要なタイミングにての開催を推奨いたします。

※「パチンコ運用セミナー」は、2回～3回(月1回)の連続開催を推奨いたします。

<その他>:交通費(長野県長野市から)・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～<セミナーのカスタマイズ>について～

⇒【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。

弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。

同日(または別日)、別コンテンツの専門的講師の推薦紹介させて頂き、同時(別日)開催となります。

(※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ)

<お問い合わせ>

弊社代表「高橋正人」まで、ご連絡下さいませ。

【メールアドレス】:info@tkc-g.jp

【電話連絡】:(会社)026-256-9677 (携帯)090-3063-1757

有限会社 トータル・ノウ・コネクションズ

住所:長野県長野市南堀530-5

TEL:026-256-9677 FAX:026-256-9688

ホームページ <http://www.tkc-g.jp>

メールアドレス info@tkc-g.jp
